

豊中市と大塚製薬株式会社との 健康づくりに関する包括連携協定書

豊中市（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（以下「乙」という。）とは、市民サービスの向上及び市民の健康的な生活の実現をめざすため、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に連携及び協力して、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進することにより、一層の市民サービスの向上と市民の健康的な生活を実現することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携協力する。

- (1) 健康増進・食育に関すること
 - (2) スポーツ振興に関すること
 - (3) 防災・減災対策等地域の安全・安心に関すること
 - (4) その他、両者が協議し、必要と認めること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（責任）

第3条 甲又は乙は、故意又は重過失がある場合を除き、本協定に基づく連携により甲又は乙に生じた如何なる損害の責任を負わないものとする。

（機密の保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。本協定の効力が失われた後も同様とする。上記の規定にかかわらず、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年（2021年）3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を

行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和2年（2020年）5月27日

甲：大阪府豊中市中桜塚3丁目1番1号

豊中市

市長

長内 駿樹



乙：大阪市北区中之島六丁目2番40号中之島インテス14F

大塚製薬株式会社

大阪支店支店長

藤原 康宏



SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

